

40歳以上の国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者の方へ

## 個別健康診断のお知らせ

問合せ 保険健康課 保険担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

町では、今年度も個別での特定健康診断を実施します。集団健診、人間ドックを受診していない方は、ぜひこの機会に個別の健康診断を受診してください。

対象の方には9月下旬に受診券をお送りしておりますので、ご確認をお願いします。

### 個別健康診断の概要

**対象** 40歳以上の国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者




※集団健診、人間ドックをすでに受診している方は個別健康診断の受診はできません。

**期間** 10月1日(金)～令和4年2月28日(月)

※開始日が医療機関によって異なります。詳しくは受診券に同封した「令和3年度 個別健診医療機関一覧表」をご覧ください。

**費用** 無料 **検査項目** 身長、体重、腹囲、尿検査、血圧測定、診察、血液検査、心電図

### 受診方法

- ①  健康診断を受けたい日にちを決めます。
- ②  指定の医療機関の中から受診したい医療機関に直接電話し、予約をします。
- ③  健康診断当日、**送付した受診券と保険証を持参し**、医療機関で受診します。

### 詳しく検査をしたい方へ

特定健康診断よりも詳細な検査を受けたい方へは、人間ドック・脳ドックの助成も行っています。

**【対象】** 30歳以上の国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者

**【助成金額】** 人間ドック・脳ドック…25,000円

併診ドック…40,000円

※特定健康診断を受診している方は脳ドックのみ申請できます。

※脳ドックの助成申請には頭部MRI及びMRAの画像診断検査の結果が必要です。

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した  
セーフティネット

安心の材料を  
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

### 小規模企業共済制度

- 制度の特長
- ① **経営者のための退職金制度**  
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- ② **掛金は全額所得控除**  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- ③ **受取時も税制メリット**  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。  
●契約者貸付けの利用が可能  
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。  
●共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

24時間・365日  
お問い合わせ可能になりました

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック  
24時間いつでもチャットで質問可能です  
小規模企業共済



小規模共済 検索

加入・掛金のご質問はこちらをクリック  
24時間いつでもチャットで質問可能です  
経営セーフティ共済



経営セーフティ共済 検索

Be a Great Small.  
中小機構

## 「冬桜の宿神泉」の指定管理者(第3期)を再募集

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

「冬桜の宿神泉」について、管理運営していただける法人・団体を再募集します。

**指定管理者が行う業務** ①施設等の利用に関する業務 ②施設等の利用に係る料金の収受に関する業務  
③施設等の維持管理に関する業務 ④管理運営上、町が特に必要と認める業務

**指定期間** 令和4年6月1日から令和9年3月31日まで

**応募対象者** 指定期間中安全かつ円滑に施設を管理運営できる法人または団体であること。

**募集要項等の配布期間** 10月7日(木)～29日(金)(土・日を除く。)

町ホームページ→



**現地説明会** 10月28日(木)午前10時より

**申請の受付期間** 11月19日(金)～26日(金)(土・日・祝日を除く。)

**要項配布・申請書提出場所** 経済観光課 商工観光担当 申請書は直接窓口へご提出ください。

申請書・要項等は、町のホームページからもダウンロードできます。

<b>【施設概要】</b>	所在地	神川町大字矢納1431番地1
	設置時期	平成16年4月1日
	建物概要	構造:地上2階ひのき造、地下1階RC造 敷地面積:9,000.20㎡ 延床面積:2,086.60㎡ 施設内容:宿泊室13、会議室、研修室、レストラン、男女大浴場 など

## くらしの110番【悪質業者にご注意】「太陽光発電設備のトラブル」

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

環境への配慮に、太陽光などのクリーンエネルギーが活用されています。

「余剰電力買取制度」と「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）」は10年間の電力買取期間が設定されており、2019年以降、順次買取期間の満了を迎えています。

満了を機に太陽光パネル・家庭用蓄電池の購入や売電契約を勧誘する事業者の、突然の訪問が多く見られます。何時間も勧誘が続き疲弊し、十分な検討をしないまま契約してしまったというケースが目立ちます。業者の虚偽説明による契約トラブルも発生しています。

契約後も、ずさんな工事や、勧誘時に事業者がもらえるといていた補助金が、実際は適用外で受け取れないなどのトラブルも起こっており、注意が必要です。**困った時には、お近くの消費生活センター（消費者ホットライン「188」）等にご相談ください。**

<b>(事例1)</b> 突然訪問してきた業者に、太陽光パネルと家庭用蓄電池の設置を勧められた。「売電すれば月額2万円の収入になる」「蓄電池もあれば電気代も安くなる」と言われ、その気になり契約し、工事費を含め300万円を15年ローンで支払うことにした。業者が帰ってからよく考えたら、発電は天候にも左右されるもので、本当に収入になるのか不安が募ってきたので解約したい。	<b>(事例2)</b> 我が家は太陽光パネルを設置し余剰電力を売電しているが、じきに固定価格での売電期間が終了するので、家庭用蓄電池の電話勧誘に応じて話だけでも聞こうと自宅で説明を受けることにした。「家庭用蓄電池を設置すれば、自宅用に電気を利用できるので、電気代が絶対お得」「今日ならキャンペーン価格になる」と説明され、その日に230万円で契約したが、後になって支払いが心配になってきた。解約したい。
--	--

### 【消費者へのアドバイス】

- ①事業者の突然の訪問や電話勧誘に対して、不要であればキッパリ断りましょう。
- ②その場で契約をせず、複数社から見積もりを取って比較検討するようにしましょう。
- ③パネルや蓄電池の設置条件や使用上の注意、保守管理、運用コスト、補助金などを十分確認しましょう。  
なお、設備には耐用年数があり、定期メンテナンスが必要です。
- ④契約する時は、契約の内容をきちんと理解してからにしましょう。